

企画県土警察常任委員会資料

(平成22年6月21日)

〔件名〕

- スクールサポーターの活動状況（平成21年度）について 1
(生活安全部少年課)
- 飲酒運転防止対策について 2
(交通部交通企画課)
- 運転免許証の様式変更について 3
(交通部運転免許課)

警 察 本 部

スクールサポーターの活動状況（平成21年度）について

平成22年6月21日
警察本部
(生活安全部少年課)

1 スクールサポーターの採用状況

- 平成18年度から3人体制の制度を導入、平成20年度に2人増員し3警察署に配置（鳥取2人、倉吉1人、米子2人）
- 平成22年4月に5人中3人が交替（鳥取、倉吉、米子の各1人）

2 スクールサポーターの任務

～学校と警察との橋渡し～

少年の非行防止・立ち直り支援等

- 学校への訪問・助言指導
- 街頭補導活動
- 有害環境の浄化

学校等における児童等の安全対策支援

- 学校施設・設備の点検及び助言
- 学校周辺のパトロール
- 防犯ボランティア団体との連携

非行・犯罪被害防止教育の支援

- 防犯教室・学校への不審者侵入対応訓練
- 非行防止・薬物乱用防止教室

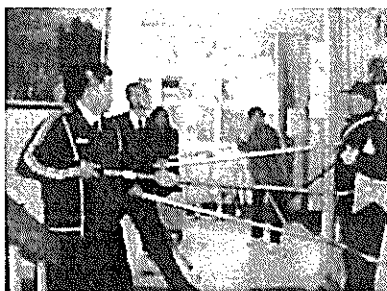
地域安全情報の把握と提供

- 子どもを対象とした犯罪・不審者等に関する情報の把握
- 把握した情報の学校・地域への提供

3 活動状況

		学校訪問	街頭補導等	校外パトロール等	相談活動
H20年度		3,539	335	420	881
H21年度		3,720	396	451	1,440
増減	(件)	+181	+61	+31	+559
	(%)	+5.1	+18.2	+7.4	+63.5

学校における活動状況



4 主な活動事例

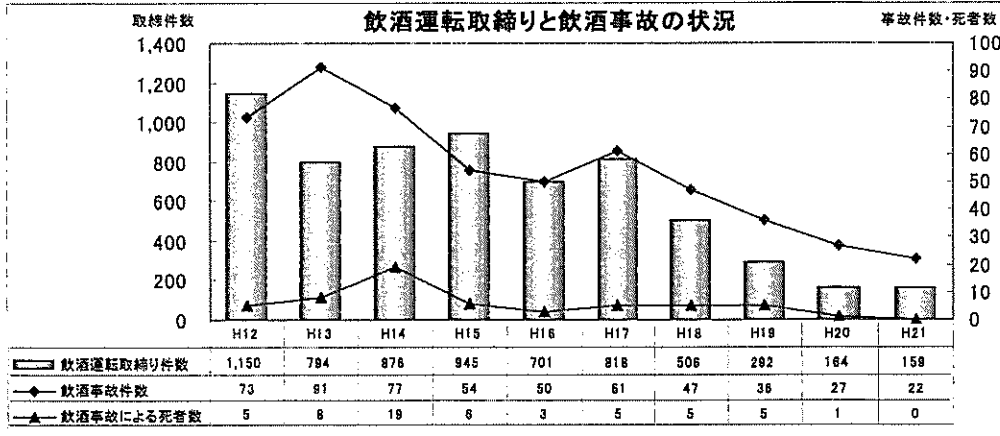
- (1) 小学校教員から校内喫煙事案に係る相談を受理し、警察と連携のうえ高校生を発見補導（東部）
- (2) 不登校の問題を抱える中学生に対し、担任教師と連携した指導助言により解決（中部）
- (3) 万引き等の問題行動のあった小学生に対し、サポートセンターとの連携による支援活動により解決（西部）

飲酒運転防止対策について

平成22年6月21日
警察本部
(交通部交通企画課)

1 飲酒運転取締り件数・飲酒事故件数

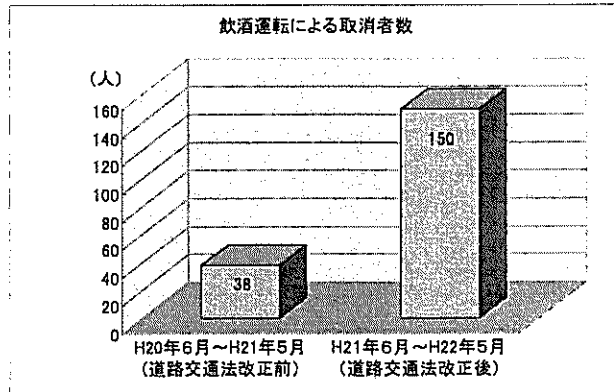
- (1) 過去10年間の推移を見ると、飲酒取締り件数、飲酒運転事故件数、飲酒事故による死者数のいずれも減少
- (2) 平成22年は、6月15日現在で飲酒運転が関係する死亡事故が既に4件(昨年0件)発生



2 行政処分状況

- (1) 改正道路交通法施行 (H21. 6. 1) 前後1年間の状況

区分	運転免許取消者数
H20年6月～H21年5月	128
うち飲酒	38 (30%)
H21年6月～H22年5月	244
うち飲酒	150 (61%)
増減数	116
うち飲酒	112 (97%)



- (2) 改正道路交通法施行後の飲酒運転による取消しの特徴

- 年齢別は、40歳、50歳代がそれぞれ33人 (22%)、次いで30歳代が30人 (20%)
- 取消者数150人のうち、再犯者は22人 (再犯率15%)

3 飲酒運転者対策

- (1) 飲酒運転取締りの強化

- 5月15日から5月29日を飲酒運転取締り強化期間として、飲酒運転の取締りを強化
- 飲酒運転が関係する交通死亡事故は、全国的に見て、例年8月に多発する傾向にあることから、6月1日から8月31日を飲酒運転取締り強化期間とし、飲酒運転の取締りを強化

- (2) 行政処分者講習における講習内容の充実

- 平成20年4月から、飲酒運転による長期停止処分者に対する講習に、飲酒事故の事例検討などを行う「飲酒学級」を開設
- 平成21年11月からは、取消処分者講習においても「飲酒学級」と同様の講習を実施

- (3) 広報啓発活動

- 鳥取県交通対策協議会との連携による広報啓発活動の推進
- 酒類販売業者や飲食店と連携した「ハンドルキーパー運動」の推進

運転免許証の様式変更について

平成22年6月21日
警察本部
(交通部運転免許課)

道路交通法施行規則の一部改正（平成22年6月11日公布）により、運転免許証の様式が次のとおり変更される。

1 変更内容

(1) 本籍欄の削除（表面）

すべての都道府県において、ICカード運転免許証が導入されたことに伴い、運転免許証表面の本籍欄を削る。

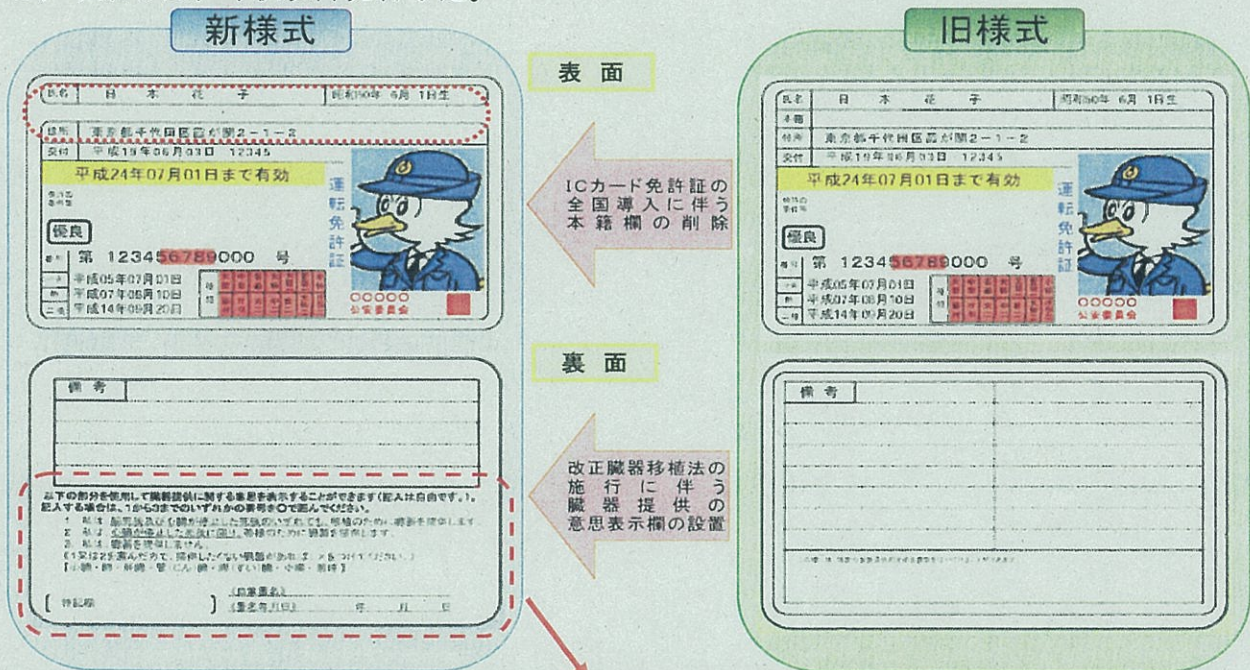
(2) 臓器提供の意思表示欄の設置（裏面）

平成22年7月17日施行される臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正臓器移植法」という。）には、「臓器を提供する意思の有無を運転免許証に記載することができる。」と規定されることから、運転免許証裏面に臓器提供の意思表示欄を設ける。

2 施行期日

平成22年7月17日施行

ただし、施行後も当分の間、現様式の運転免許証を交付することができることとされることから、本県では、今秋以降発行予定。



以下の部分を使用して臓器提供に関する意思表示をすることができます（記入は自由です）。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】

特記欄：

《自筆署名》

《署名年月日》 年 月 日

※ 臓器提供意思表示欄は、専用の保護シールを貼付することができる。

3 対応

更新時講習、県警ホームページ、交番・駐在所速報び各種交通安全講習会を通じて広報を行う。